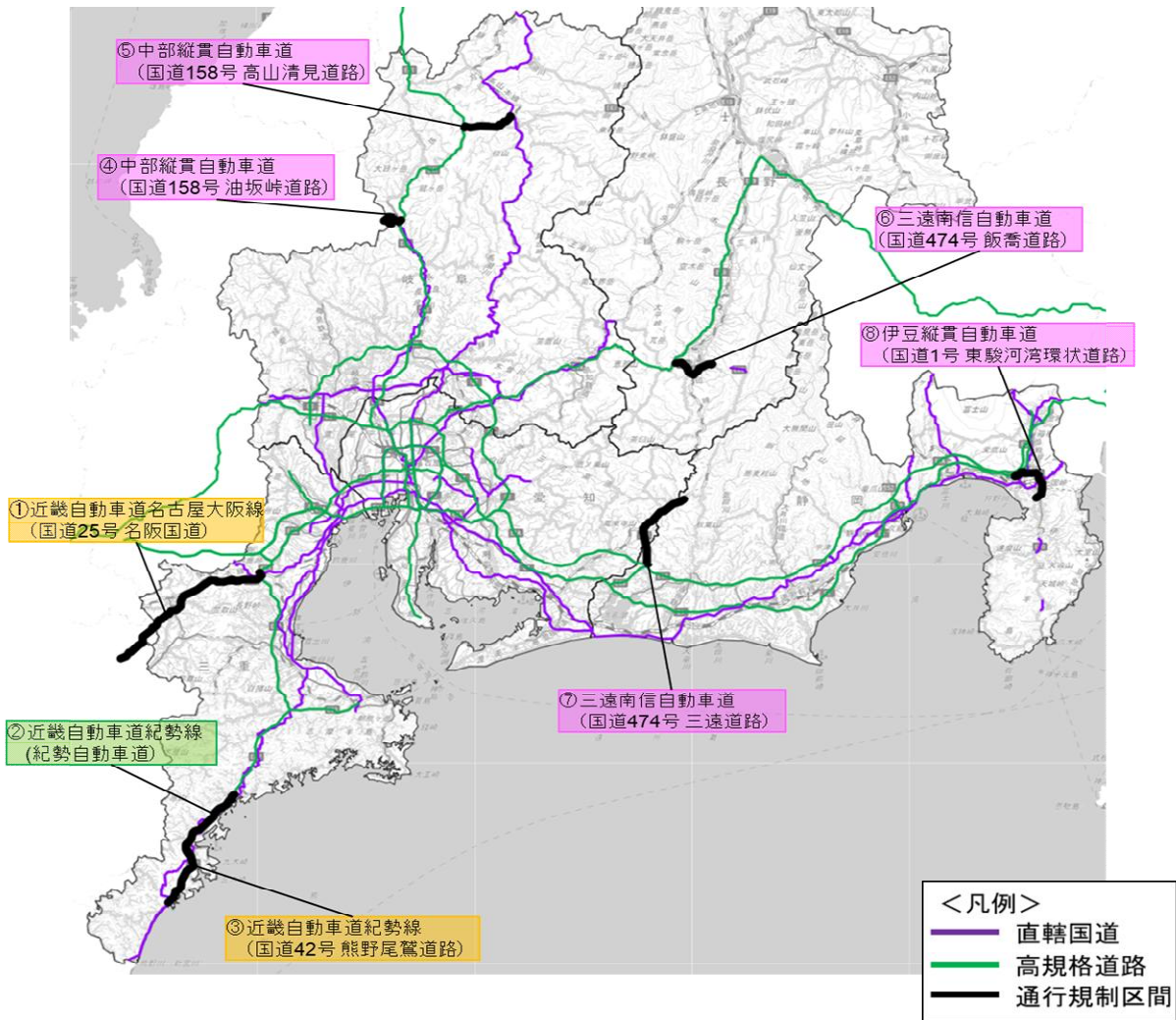


地震による通行規制区間（高規格）



一覧表

令和8年4月1日現在

図面対象番号	路線名	担当事務所	担当出張所	通行規制区間				
				区間※			延長 km	規制基準
				自	～	至		
①	E25 近畿自動車道名古屋大阪線 (国道25号名阪国道)	北勢	上野	亀山IC	～	針IC	56.2	震度5強以上
②	E42 近畿自動車道紀勢線 (紀勢自動車道)	紀勢	尾鷲	紀伊長島IC	～	尾鷲南IC	21.2	震度5強以上
③	E42 近畿自動車道紀勢線 (国道42号熊野尾鷲道路)	紀勢	尾鷲熊野	尾鷲北IC	～	熊野大泊IC	24.0	震度5強以上
④	E67 中部縦貫自動車道 (国道158号油坂峠道路)	岐阜	八幡	白鳥IC	～	白鳥雪寒基地前	11.1	震度5強以上
⑤	E67 中部縦貫自動車道 (国道158号高山清見道路)	高山	高山	高山IC	～	飛騨清見IC	15.2	震度5強以上
⑥	E69 三遠南信自動車道 (国道474号飯嵩道路)	飯田	飯田	飯田山本IC	～	飯田上久堅・喬木富田IC	14.4	震度5強以上
⑦	E69 三遠南信自動車道 (国道474号佐久間川合三遠道路)	浜松	浜松	佐久間川合IC	～	浜松いなさJCT	27.9	震度5強以上
⑧	E70 伊豆縦貫自動車道 (国道1号東駿河湾環状道路)	沼津	伊豆縦貫	函南塚本IC	～	沼津岡宮IC	16.8	震度5弱以上

※地震時は、基準の震度以上で通行止めを実施し、道路の点検をおこないます。
規制基準に達しない場合でも落石、崩壊等の発生が予想され道路の通行が危険と判断されるときは通行止めを実施します。
これらの区間以外においても、道路の通行が危険と判断されるときは通行止めを実施します。